

自泉会館機械警備業務仕様書

この仕様書は、業務委託契約書に基づいて、その内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、業務に付随して必要と認められる部分は契約金額の範囲内で実施するものとする。

(委託場所)

第1条

施設名	岸和田市立自泉会館
所在地	岸和田市岸城町5番10号
敷地面積	1308.25㎡(借地部分285.48㎡含む)
延床面積	768.94㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建

(警備実施方法)

第2条

- (1) 機械警備とし、防犯監視及び火災監視を行うものとする。
- (2) 乙は、警備に要する機器の設置が完了するまでは常駐警備とし、その警備時間は第4条によるものとする。

(警備機械と運営組織)

第3条

(1) 警報装置

- イ. 乙は警備対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部へ通報する機能を有する警報装置を設置する。なお、警備装置については、専用線による空間センサーを使用し、回線試験器(保持装置付)を設置すること。
- ロ. 甲及び乙は、警備装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。又、異常を発見したときは、速やかに連絡するものとする。
- ハ. 乙は、万一警備時間中に警備装置作動不能になった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

(2) 警備本部

- イ. 乙は、警備担当時間中警報受信装置を中断なく監視し、警備の万全を図る。

(警備担当時間)

第4条 警備業務を行う時間は原則として次のとおりとし、自動火災報知機の監視は終日とする。

平日 22時00分から翌日9時00分まで

休館日 休館日前日の22時00分から休館日翌日の9時00分まで
その他の日 12月28日22時00分から1月6日9時00分まで
ただし、上記時間については行事の状況により、閉館時刻が17時00分から22時00分までの間になることがあるため、警備開始は甲の職員が警備機器のセットを終了した時刻からとし、事前に調整するものとする。

(警備要領)

第5条 自動警報装置による警備開始

- イ. 甲の最終退出者は、防火防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、警報機器のセット状況を確認のうえ退出する。
- ロ. 乙の集中監視センターにおける取り扱い
甲の最終退出者のキーボックス操作により自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。
- 2 同上装置による警備終了時における取り扱い
イ. 甲の最初の入館者は、自動警報装置のセットを解除のうえ入館する。
ロ. 乙は甲の最初の入館者のキーボックス操作により自動的に表示される解除の信号を確認し、警備を終了する。
- 3 警備実施時間中における甲の入館は、原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ、次の要領で行う。
イ. 甲の届け出の緊急入館者は、乙の警備本部へ電話により「入館者の氏名・所属・用件」を告げ乙の確認を受ける。
ロ. 前項に引き続き乙に対し、警備中断の申し入れを行い、キーボックスを操作した後、甲の責任において処理する。
ハ. 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

(異常事態発生時における乙の処理)

第6条 警報受信装置により甲の会館に異常事態が発生したことを感知したときは、乙は緊急要員を可及的速やかに急行させ、異常事態を確認すると共に被害の拡大防止にあたる。

- 2 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、本部管制室へその状況を連絡、必要に応じて関係先に通報する。

(事故発生時の届け出)

第7条 警備実施時間中に事故が発生したときは、乙は速やかにその内容を甲に書面で提出する。

(鍵の預託)

第8条 警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれ

れ厳重な取り扱いと保管を行う。

(警報装置の保守点検)

第9条 甲の警備対象に設置された警報装置の機能については、乙は定期的に保守点検を行うものとする。

(名簿の提出)

第10条 甲は、乙に対し予め緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。

2 緊急連絡者名簿に変更あるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

(協定事項)

第11条 甲は、乙が、乙の本部管制室及び関係先への連絡のため、警備必要上最小限度に要する電話の使用を許可する。

2 警備期間が1カ月未満における契約金の支払いについては、月額料金÷当該月の日数×警備日数で得た金額を支払う。

(疑義の決定)

第12条 この仕様書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ取り決めるものとする。

自泉会館消防設備保守点検等業務

1. 業務内容及び実施時期

- (ア) 機器総合点検・・・年1回
- (イ) 機器点検・・・年2回
- (ウ) 点検結果報告書類作成及び管轄の消防署へ届け出
- (エ) 消防訓練立ち合い

2. 実施日については、管理者と協議の上、決定する。

■自泉会館消防設備

項目	品名	数量	備考
1	自動火災報知設備 無線式自火報電式煙感知器 光電式スポット型感知器 無線式定温防水感知器	10 6 1	
2	誘導灯設備 避難口誘導灯 通路誘導灯 階段通路誘導灯	2 1 1	C級 C級 LED
3	消火器	25	
4	防火扉	1	

自泉会館清掃業務仕様書

この仕様書は、岸和田市立自泉会館清掃業務委託の内容を示すものであり、その要領はつぎのとおりである。

1. 清掃作業場所及び面積

施設名	岸和田市立自泉会館
所在地	岸和田市岸城町5番10号
敷地面積	1308.25㎡（借地部分285.48㎡を含む）
建築延面積	768.94㎡

2. 清掃作業内容

(1) 業務要員

常勤者 1名

(2) 勤務時間

1日3時間（ただし、午前6時30分から午前11時30分の間の連続する3時間）

(3) 休館日

①毎週月曜日（但し、月曜日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日となる場合は、開館する。この日の翌日は休館）、②9月祭礼の当該日（2日間）、③3月の第2火曜日、④12月29日から翌年1月5日まで。但し、臨時に休館する場合もある。

(4) 業務内容

①日常清掃

- ・日常清掃は、館の休館日を除き会館内外及び駐車場（植木を含む）の美観を保つように実施すること。
- ・各部屋は、貸館に使用しているため、催しに即応した清掃を行う。
- ・各部屋の使用状況については、施設管理者と連携の上、把握すること。

②定期清掃

- ・床面ワックス（じゅうたん部分を除く）研磨仕上げ、全床面を清掃し、年6回実施する。
- ・じゅうたん部分は、入り込んでいる粉塵を除く。
- ・窓ガラスの両面を年6回洗剤、湿布等により磨きあげる。

・照明器具及びカバーの清掃を年1回洗剤、湿布等により実施する。

(日常清掃作業内容)

玄関 玄関ホール	床・マット清掃、傘立て・パンフレットスタンド清掃、 ドア一空拭き、窓枠窓台ほこり払い、ゴミの処理
廊下	床・じゅうたん清掃、窓枠窓台ほこり払い、ゴミの処理、 イスの掃除
階段	床・じゅうたん清掃、ゴミの処理
湯沸し室	床清掃、ドア一空拭き、茶殻・ゴミの処理、流し台の清掃、 ガスコンロの清掃
便所 洗面所	床清掃、ドア一空拭き、窓枠窓台ほこり払い、足マット清 掃、換気扇・便器・汚物入れ・鏡回り清掃、消耗品補給
屋上 (バルコニー)	溝掃除
事務室 (サロン)	床清掃、ドア一空拭き、窓枠窓台ほこり払い、 紙屑・ゴミの処理、机・イスの掃除、空調機清掃
ホール (2階ギャラリー)	床清掃、ドア一空拭き、窓枠窓台ほこり払い、空調機清掃 2階ギャラリーは必要の都度清掃
展示室	床清掃、ドア一空拭き、ゴミの処理
収蔵庫 倉庫	床清掃、ドア一空拭き、ゴミの処理 窓枠窓台ほこり払い
会議室	じゅうたん清掃、ドア一空拭き、窓枠窓台ほこり払い、 紙屑・ゴミの処理、机・イスの掃除、空調機清掃
構内 (駐車場を含む)	玄関・門扉周辺清掃、紙屑・ゴミの処理、雑草除去、 草花水やり、駐車場の雑草除去、

上記には、感染拡大防止の観点から、ドアノブや扉など、人が接触する部位の拭き取りを含む。